

藍住町 第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（概要版）

1. 実行計画策定の背景

（1）国内外の動向

気候変動枠組条約 第21回締約国会議（COP21）では、「パリ協定」が採択された。パリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2°C 未満に保つことを目的に、排出量削減目標と目標達成のための国内対策を講じることを義務付けているが、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が公表した『 1.5°C 特別報告書』では、「2030年から2052年に 1.5°C 上昇に達する可能性がある」と指摘している。

日本では、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。この計画では、令和12年度において、温室効果ガスの排出量を平成25年度比26.0%減の水準にすることを目標としており、地方公共団体が該当する「業務その他部門」は約40%の削減が目標となっている。

こうした中、国は令和2年10月に、2050年における二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロ・カーボン）に取り組むことを表明した。

また、2015年9月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものとされており、SDGsの達成に向けては、国をはじめ地方自治体も積極的に取り組むこととされている。

（2）藍住町の取組

本町は、平成28年2月に「藍住町第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第2次実行計画」という。）を策定し、温室効果ガス排出削減に向けて取組を進めてきたが、令和2年度に第2次計画期間の終了を迎えること、国の施策との整合が求められることなどから、藍住町第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第3次実行計画」という。）を策定することとなった。

第2次実行計画における令和元年度の温室効果ガス総排出量は $6,090\text{ t-CO}_2$ となり、基準排出量 $6,597\text{ t-CO}_2$ に対して 507 t-CO_2 （7.7%）減少しており、現状では削減目標（5.0%削減）を達成している。

（単位： t-CO_2 ）

項目		平成26年度 （基準年）	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		排出量	排出量	基準年 対比 増減率	排出量	基準年 対比 増減率	排出量	基準年 対比 増減率	排出量	基準年 対比 増減量	基準年 対比 増減率
燃料	ガソリン	47	43	-8.4%	43	-8.7%	44	-6.3%	45	-2	-3.7%
	軽油	104	81	-22.1%	78	-24.5%	81	-22.1%	81	-23	-22.2%
	灯油	252	246	-2.3%	207	-17.6%	200	-20.7%	199	-53	-20.9%
	A重油	607	557	-8.1%	489	-19.4%	452	-25.5%	447	-159	-26.3%
	LPG	85	95	11.5%	85	0.2%	88	3.9%	90	5	6.3%
電気		5,503	5,266	-4.3%	5,480	-0.4%	5,192	-5.6%	5,227	-275	-5.0%
合計		6,597	6,288	-4.7%	6,383	-3.2%	6,058	-8.2%	6,090	-507	-7.7%

2. 第3次実行計画の概要

(1) 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)第21条第1項の規定に基づき、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に即して、市町村等は「地方公共団体実行計画(事務事業編)」を策定することが義務付けられており、第3次実行計画の策定は、以下に示す意義及び目的を有するものである。

- 法令の遵守(「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」)
- 町の事務・事業における省エネルギー化を主体とした地球温暖化対策の推進
- 町民・事業者への普及啓発を目的とした行政の率先行動
- エネルギー消費量削減による経費節減

(2) 計画の期間、対象範囲

① 基準年及び実行計画期間

- 第3次実行計画の基準年 : 平成25年度
- 第3次実行計画期間 : 令和3年度～令和7年度(5年間)

② 調査対象とする事務・事業

- 本町が管理する全事務事業(直接管理施設及び指定管理施設)

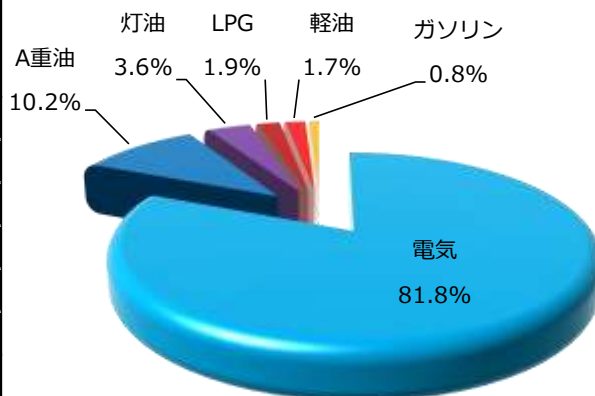
③ 調査対象とする温室効果ガス

- 調査対象ガス : 二酸化炭素(CO₂)

3. 基準年(2013年度)の温室効果ガス排出状況

第3次実行計画の基準年(平成25年度)の温室効果ガス排出量は、6,871t-CO₂であり、電気使用に伴う排出が全体の81.8%を占めている。

項目		活動量	温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)
燃 料	ガソリン	24,741 L	57
	軽油	45,930 L	118
	灯油	100,620 L	251
	A重油	257,800 L	699
	LPG	21,363 m ³	128
電気		8,025,601 kWh	5,618
合計			6,871



4. 温室効果ガス削減目標

長期目標（目標年度：令和12年度）

平成25年度（基準年）排出量	: 6,871t-CO ₂
平成25年度（基準年）比	: 39.8%削減（▲2,735t-CO ₂ ）
令和12年度排出量	: 4,136t-CO ₂

中間目標（目標年度：令和7年度）※

平成25年度（基準年）排出量	: 6,871t-CO ₂
平成25年度（基準年）比	: 28.1%削減（▲1,931t-CO ₂ ）
令和7年度排出量	: 4,940t-CO ₂

5. 温室効果ガス排出量削減への取組施策

取組方針1：省エネルギー設備・再生可能エネルギーの導入の推進

① 施設管理に伴う取組の推進（抜粋）



- ❖ 空調設備を省エネ効果の高いトップランナー製品等に更新する。
- ❖ LED 照明を導入する。
- ❖ 高効率給湯システムや高効率ボイラーの採用を検討する。
- ❖ OA 機器の購入・リース時にはエネルギー消費効率の高い機器を選択する。
- ❖ 日照調整フィルムを導入する。
- ❖ EMS（エネルギーマネジメントシステム）を導入し、効率的なエネルギー管理を実施する。
- ❖ 新たに公共施設の新設や大規模改修を行う場合には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の検討を行う。
- ❖ 災害時の拠点となる公共施設においては、再生可能エネルギー設備と合わせて蓄エネルギー設備の設置を検討、自立分散型システムの構築に取り組む。
- ❖ 電気自動車をはじめとするエコカーの積極的な導入に努めるとともに、その利用を推進する。

取組方針2：設備機器の運用改善の推進



① 設備機器の運用改善・保守管理に関する取組の推進（抜粋）

- ❖ 従来は連続運転していた空調機を計画的に間欠運転する。
- ❖ 照度計により室内照度を測定し、利用用途以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や

照明の間引き等を行う。

- ❖ 燃焼用空気の過剰送風による燃焼温度や燃焼効率の低下を防ぐため、熱源負荷の状況に応じて空気比を調整する（低く抑える）。
- ❖ 設備の運用手順（管理標準等）を策定し、全施設において効果的な運用管理を推進する。

取組方針3：日常業務に関する取組の継続



① 日常業務に関する取組の推進（抜粋）

- ❖ クールビズ・ウォームビズの奨励と組み合わせ、庁舎、施設等の空調の温度管理を適正（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）に行う。
- ❖ 業務に支障のない範囲での昼休みにおける執務室の消灯、廊下照明の部分消灯を徹底する。
- ❖ 給湯器や湯沸器等は季節に合わせて設定温度を低めに調節する。
- ❖ 昼休み、時間外勤務時は、業務に支障のない範囲で、OA機器のスイッチオフを励行する。
- ❖ 機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る。
- ❖ 不必要なアイドリング、暖気運転、急発進、急加速をしない。

② その他の温室効果ガスの削減に資する取組の推進（抜粋）

- ❖ 両面印刷、両面コピーの徹底に努め、可能な限り2アップ印刷等を励行する。
- ❖ 日常的な節水の励行、「節水」表示による施設利用者に節水の呼び掛けを行う。
- ❖ 事務用品の購入にあたっては、グリーン調達・グリーン購入を徹底する。

③ 施設管理に伴う取組の推進（抜粋）（再掲）

- ❖ 空調設備を省エネ効果の高いトップランナー製品等に更新する。
- ❖ LED照明を導入する。
- ❖ 高効率給湯システムや高効率ボイラーの採用を検討する。
- ❖ OA機器の購入・リース時にはエネルギー消費効率の高い機器を選択する。
- ❖ 日照調整フィルムを導入する。
- ❖ EMS（エネルギーマネジメントシステム）を導入し、効率的なエネルギー管理を実施する。
- ❖ 新たに公共施設の新設や大規模改修を行う場合には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の検討を行う。
- ❖ 災害時の拠点となる公共施設においては、再生可能エネルギー設備と合わせて蓄エネルギー設備の設置を検討、自立分散型システムの構築に取り組む。
- ❖ 電気自動車をはじめとするエコカーの積極的な導入に努めるとともに、その利用を推進する。

④ 設備機器の運用改善・保守管理に関する取組の推進（抜粋）（再掲）

- ❖ 従来は連続運転していた空調機を計画的に間欠運転する。
- ❖ 照度計により室内照度を測定し、利用用途以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等を行う。
- ❖ 燃焼用空気の過剰送風による燃焼温度や燃焼効率の低下を防ぐため、熱源負荷の状況に応じて空気比を調整する（低く抑える）。
- ❖ 設備の運用手順（管理標準等）を策定し、全施設において効果的な運用管理を推進する。

取組方針4：補助・助成金事業等の積極的な導入



① 施設管理に伴う取組の推進（抜粋）（再掲）

- ❖ 空調設備を省エネ効果の高いトップランナー製品等に更新する。
- ❖ LED 照明を導入する。
- ❖ 高効率給湯システムや高効率ボイラーの採用を検討する。
- ❖ OA 機器の購入・リース時にはエネルギー消費効率の高い機器を選択する。
- ❖ 日照調整フィルムを導入する。
- ❖ EMS（エネルギーマネジメントシステム）を導入し、効率的なエネルギー管理を実施する。
- ❖ 新たに公共施設の新設や大規模改修を行う場合には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の検討を行う。
- ❖ 災害時の拠点となる公共施設においては、再生可能エネルギー設備と合わせて蓄エネルギー設備の設置を検討、自立分散型システムの構築に取り組む。
- ❖ 電気自動車をはじめとするエコカーの積極的な導入に努めるとともに、その利用を推進する。

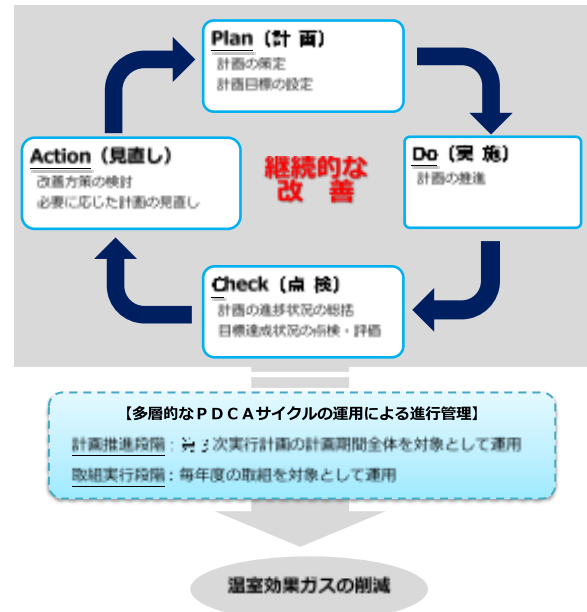
② 設備機器の運用改善・保守管理に関する取組の推進（抜粋）（再掲）

- ❖ 従来は連続運転していた空調機を計画的に間欠運転する。
- ❖ 照度計により室内照度を測定し、利用用途以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等を行う。
- ❖ 燃焼用空気の過剰送風による燃焼温度や燃焼効率の低下を防ぐため、熱源負荷の状況に応じて空気比を調整する（低く抑える）。
- ❖ 設備の運用手順（管理標準等）を策定し、全施設において効果的な運用管理を推進する。

6. 実行計画の推進

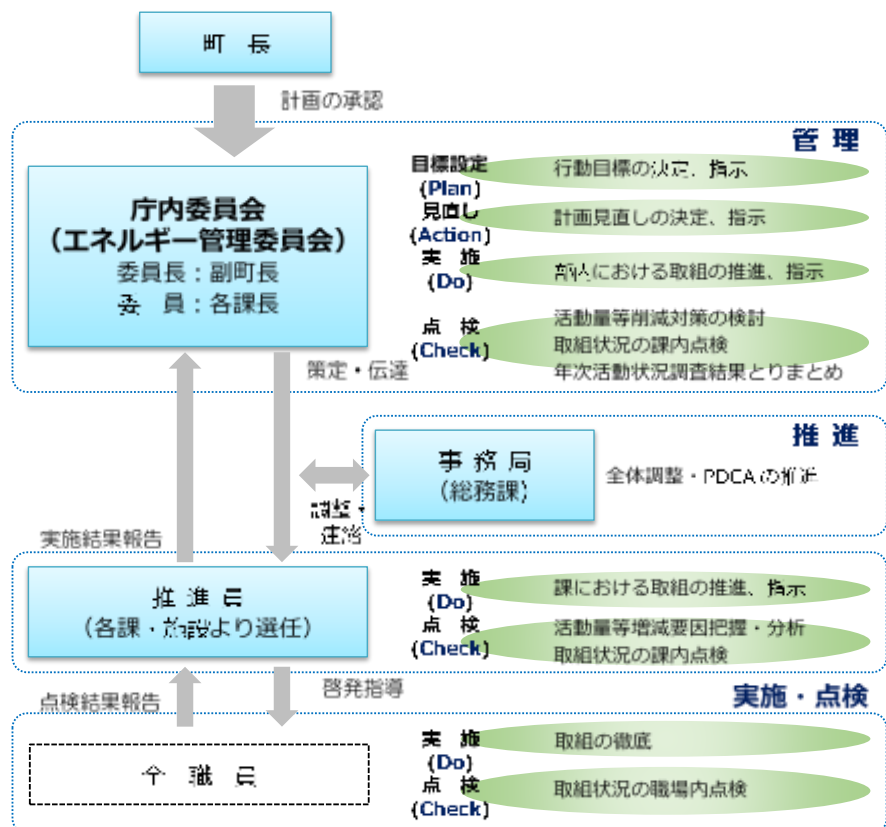
(1) 多層的PDCAの運用

第3次実行計画は、PDCAサイクルを基本として、計画期間全体を対象とした計画推進段階と毎年度の取組を対象とした取組実行段階において、多層的な運用を図る。



(2) 推進体制

職員一人ひとりの自主的な取組をベースとして、計画に基づく地球温暖化対策を組織的に推進していくため、右図に示すような体制を整備する。



(3) 点検・評価、公表

事務局は毎年度、各所属の推進員からの報告をもとに、第3次実行計画に基づく取組の進捗状況や温室効果ガス排出状況などについて、広報紙やホームページ等を通じて公表する。